

社会資本整備審議会河川分科会（第15回）

平成16年10月29日（金）

【事務局】 それでは、時間が参りましたので、ただいまより第15回社会資本整備審議会河川分科会を開催させていただきたいと思ます。

私、でございます。本日、事務局を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、会議に先立ちまして、ご報告でございますが、本日の第1の議題でございます「高瀬川等2水系に係る河川整備基本方針の策定について」を調査審議いたしますために、臨時委員といたしまして、高瀬川水系に関しましては、子吉川水系に関しましてはにご出席をお願いしておりまして、本日はそれぞれ代理の方にご出席をいただいているところでございますので、ご報告をいたします。

本日の委員の出席状況でございますが、河川分科会委員総数の3分の1以上のご出席をいただいております。本分科会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、第2の議題でございます「河川敷地占用許可準則の見直し方針はいかにあるべきか」を調査審議するため、委員、委員及び委員、3名の専門委員の方々にご出席をいただく予定でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、前回の河川分科会開催、平成16年6月14日でございますが、それ以降、人事異動のございました事務局幹部をご紹介させていただきます。でございます。

【事務局】 でございます。よろしく願いいたします。

【事務局】 でございます。

【事務局】 でございます。よろしく願いいたします。

【事務局】 も異動がございましたが、本日は出張中ございまして、失礼をさせていただきます。

引き続きまして、お手元に配付してございます資料の確認をお願いいたしたいと思ます。資料の中に資料の目次がございます。枝番等がございますが、資料は1から6まで、参考資料といたしまして、参考資料1、2と2つ用意させていただいております。お手元の資料、ご確認をいただきまして、もし不備等がございましたら事務局のほうにお申しつけいただきたいと思ます。

それでは、ここで よりごあいさつを申し上げます。

【事務局】 河川分科会の委員の皆様方には、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。きょうは大きく2つの議題でございますが、1つ目は、河川整備基本方針でございます。河川整備基本方針検討小委員会で高瀬川と子吉川につきましているいろいろご議論をいただき、まとめたものについて分科会にお諮りさせていただきたいと思っております。

あわせて、次に予定しております3水系、岩木川、鶴見川、庄内川でございます。それから、利根川につきましては、かなりいろいろな話がございますので、これにつきましても、少し長い目で基本方針の検討を行っていかねばならないと思っております。これ等4水系につきましてご紹介をさせていただきたいと存じます。

2つ目は、河川敷地占用許可準則の見直しであります。いろいろな社会の要請にこたえていくために、これについてもご議論いただいております。分科会長にもいろいろご指導いただいておりますし、また、パブリックコメントも行っております。これについて今回まとめたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

その他のお時間をいただきまして、今年度の相次ぐ災害についてまとめてご報告をさせていただきたいと思っております。また、もう一つ、三位一体改革の中の補助金に関係いたします部分について、これが今ちょうど重要な時期に差しかかっております。昨日、関係の各省庁から代替案を提出したところでありまして、河川、あるいは砂防、農林水産省の治山もそうであります。国土保全の根幹にかかわるような話が進行しております。この状況報告と、国土交通省としての考え方をご紹介させていただきまして、その内容につきましてご指導いただけるようでありましたら、ご意見をちょうだいしたいと思います。

限られた時間でございますが、内容がたくさんございますので、議事進行にご負担がかかるかと思いますが、分科会長にはよろしく願いしたいと思います。

【事務局】 それでは、これから先の議事進行を 分科会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【分科会長】 本日は、委員の皆様にはご多用中のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。後に災害の報告等があるようですけれども、まずは審議事項から入っていききたいと思います。

第1の議題は、高瀬川等2水系に係る河川整備基本方針の策定についてでございます。本件は、去る7月12日付で大臣から社会資本整備審議会の会長に付議され、8月3日付

で本審議会の会長から河川分科会に付託されたものであります。

これを受けまして、河川分科会として効率的かつ密度の濃い審議を行うことが必要と判断し、運営規則に基づきまして、当分科会に設置しました基本方針検討小委員会でご審議をいただきました。小委員会での審議の経過及び結果につきまして、委員長よりご報告をお願いいたします。

【委員長】 でございます。それでは、私のほうからご報告させていただきます。資料としましては資料1、資料2 - 1 高瀬川水系河川整備基本方針（案）、資料2 - 2 が子吉川水系河川整備基本方針（案）、これがまとまった案でございます。資料3 - 1、3 - 2 にはその対比表が作成してございます。私の説明は、資料1 に基づいてさせていただきます。

高瀬川水系、子吉川水系の各河川整備基本方針を議論するため、8月9日、9月13日の2回にわたり小委員会を開催いたしました。小委員会には、各河川に詳しい河川工学の専門家、及び地元の有識者の方も加わり、地元実情を踏まえた活発な意見交換が交わされ、各河川の整備の基本方針について議論をしていただきました。メンバー表はこの資料1の3ページ目にございます。

それでは、各河川ごとの主な議論を紹介いたします。高瀬川水系でございますが、高瀬川環境は、自然の絶妙なバランスの中で成り立っており、治水対策の実施に当たっては、環境に配慮した計画となるようにしていただきたいとのご意見がございました。これについては、これまでの治水計画では、湖口、湖の出口でございますが、そのマウンドを掘削して河口堰を新設することとしておりましたが、このマウンドを掘削せずに、また、河口堰も新設せずに、長い幅を持った越流堤を設置して湖水を下げる治水方式へと変更することといたしました。

現在の微汽水環境の保全に配慮する旨の説明が事務局よりございまして、災害の発生の防止または軽減の記述において、治水対策の実施に当たり、現在の微汽水環境の保持に配慮した方式により実施する旨を記述することといたしました。

具体的には、資料3 - 1 でございますが、7ページの右側の6行目に「放水路の拡幅に当たっては、湖口マウンドを保全し、現行の汽水環境の保持及びヤマトシジミの産卵場に配慮した方式により実施する」と記述いたしました。

次に、高瀬川及び小川原湖の水質保全について、窒素や磷等の栄養塩を削減し、貧酸素化現象の発生の抑制に努めることが必要なのではないかとのご意見がございました。これ

については、事務局より貧酸素化現象の発生機構及び窒素、磷の削減が必要である旨、説明がありました。これを受けて関係機関と連携しながら、面源負荷対策等を進めるとともに、貧酸素化現象の発生の抑制に努めることを記述することといたしました。

具体的には、ただいまの資料3 - 1の高瀬川水系河川整備基本方針（案）の対比表の9ページ、右側の12行目に「流域における下水道整備を含む生活排水対策等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携・協働を積極的に図りながら、面源負荷対策等を進めるとともに、また、貧酸素化現象の発生の抑制に努める」と記述いたしました。

次に、高瀬川がむつ小川原開発計画を契機として1級水系になり、その後、情勢の変化により大規模工業開発が見直された経緯も踏まえ、国は今後の高瀬川の管理をどのように考えているのかとの質問がございました。これについては、国として、青森県の意向も踏まえつつ、今後も小河原湖の微汽水環境の保全に配慮しながら、高瀬川の治水対策を実施していく旨の説明が事務局よりございました。

次に、子吉川水系でございます。地元で詳しい委員から、子吉川では河川の持ついやしの効果に着目して、いやしの川づくりの活動が行われており、また、ボート、カヌーの利用も活発に行われていることから、これからの整備について医療やスポーツにも配慮をお願いしたいとのご意見がございました。

これについては、カヌーやボートをはじめとする水上スポーツ、いやしの川づくりの利用促進を図るため、必要な整備を推進すると記述した旨の説明が事務局よりございました。具体的には、資料3 - 2子吉川水系河川整備基本方針（案）の対比表の7ページ、右側の下から3行目に、「舟運、ボートの歴史やいやしの川づくりの活動などを踏まえ、カヌーやボートをはじめとする水上スポーツ、いやしの川づくりの利用促進を図るため、船着場やスロープなどの整備を推進する」と記述いたしました。

次に、子吉川に限らず、土地利用状況を踏まえた遊水機能の確保のあり方については、遊水地方式だけではなく河川の状況に応じてもっと幅広く考えていくべきではないかとのご意見がございました。

これについては、子吉川では治水上、河岸段丘の下位段丘面を利用した遊水地方式がすぐれていることから、本文において遊水機能の維持、強化を図ると記述した旨の説明が事務局よりございました。具体的には、資料3 - 2の子吉川水系河川整備基本方針（案）の対比表の5ページ、右側の下から1行目に「関係機関及び地域住民との連携・調整を図りつつ、河岸段丘地形のうち人家の少ない低い段丘面を利用した遊水機能の確保・強化を行

いながら、上下流の治水安全度を効率的に向上させる」と記述いたしました。

また、遊水機能の確保のあり方について、今後、個々の河川ごとに検討を進めていく旨の説明が事務局よりございました。

以上のような議論等を取りまとめて、本日提案された2水系の河川整備基本方針（案）を作成いたしました。よろしくお願いいたします。

【分科会長】 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などございましたら、どうぞご発言をお願いいたします。どうぞ。

【委員】 臨時委員の でございますが、本日海外出張中のため、私、 が の意見を申し述べさせていただきます。高瀬川の整備につきましては、今後とも1級河川として国により、本川及び小川原湖並びに放水路を一体として総合的に取り組んでいただきたく、強くご要請をしたいという意見でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【分科会長】 ありがとうございます。 さんのほうは何かございますか。

【委員】 特にございません。

【分科会長】 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。特にご発言がこれ以上ないようでございますので、付議案件に対する当分科会の結論を出したいと思います。ただいまご審議いただきました高瀬川等2水系に係る河川整備基本方針の策定につきましては、当分科会として適当と認めるということにいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【分科会長】 ありがとうございます。なお、運営規則第8条第2項により、分科会の議決は、会長が適当と認めるときは審議会本会の議決とすることができるとされておりますので、本件につきましては本会の会長のご承認を得て、審議会の議決といたしたいと存じます。

ご多忙の中、臨時委員としてご出席いただきました におかれましては、両水系の河川整備基本方針の審議も終了いたしましたので、この後の議事につきましては、お忙しければご退席いただいて結構でございます。もちろんご出席のままで結構です。

それでは、引き続きまして、今後審議予定の1級水系に係る基本方針についてご紹介があるとのことですので、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 でございます。画像を2つ用意しておりますが、今度ご審議をお願いしたいというものは、そこがございます岩木川、青森県の津軽地方を流れてございます。

それから、神奈川から東京にかけての鶴見川、名古屋市の中を貫流します庄内川と、この3つの水系を今度ご審議のほうをと思っております。

先ほど のほうから利根川の話がありました。利根川につきましても審議をお願いしたいと思いますが、利根川のほうはかなり大きな川でございますので、いろいろな検討、相当時間がかかるかと思っておりますので、改めて次回の分科会でご説明をさせていただきたいと思っております。

岩木川、鶴見川、庄内川につきまして、どういう川であるか順次ご説明をさせていただきますと思います。それぞれの川、今申し上げましたように青森、東京、神奈川、愛知、岐阜を流れております。

岩木川でございますが、青森の西側、津軽平野のところを流れております。一番左側の下と申しますか、南西のほうが白神山地でございます、ここを源流に下っていきます。流域面積2,500平方キロメートルというので、全国で24番目ぐらいの大きさの流域面積を持っております。途中で目屋ダムというのがございます。これは現在津軽ダムということで、従前のダムの貯水池を生かして、もう少し規模アップをする事業を実施中でございます。この本川を下っていきますと、山間部をめぐって、ところどころに集落、町がございます。

このぐらい行きますと、ここは弘前市の市街地へ入ってきます。岩木川の一番大きな防御をしますような区域としては、この弘前市が中流部に控えておりまして、ここでは3つの浅瀬石川、平川、岩木川というのが合流している場所に位置をしています。支川の1つの浅瀬石川には、昭和63年にできました浅瀬石川ダムというのがございます。

今見ていただいておりますのは、昭和50年の洪水で水色に出ましたところのはんらんしたところで、幾つか例示としました写真を今ごらんいただいております。水色で塗ったところが3,100ヘクタール。それから、昭和52年にはさらに大きな浸水が来て8,500戸の家が水につかってございます。後長根川という1つの支川ですが、大きなはんらんもしてございます。

これから少し下りますと、黄色いところが堤防でございますが、川の中の河川敷が非常に広うございます。大体幅1キロメートルぐらい、大体はリンゴ園になってございます。その下は一たん広がりまして、また絞られていく。はんらんはしやすいような格好ですが、日ごろはリンゴ園で使われていると。狭くなりました下に五所川原市がございます。ここは水系全体の基準点、治水、利水などの基準点になってございます。

この下は、今見ていただきますように、青森県の6割を占めます大穀倉地帯が広がっている場所でございます。この穀倉地帯の中を下のほうは貫流、ずっと流れていきまして、十三湖という湖がございますが、こちらのほうが下流部の湖としてあって、それから少し川が狭くなった、河口閉塞したような格好のところには出口があると。今水色で囲みましたところが縄文海進深、縄文時代は今よりも海面が高うございましたので、水色の内側が湖でした。ここがたまったところですので、低平地がございます。

それから、先ほど十三湖の手前にオオセツカの生息地があり、また、出口のところは日本海側は大体こういう格好ですが、海流で砂がたまりまして、河口で砂がたまるという河口閉塞というのを起しております、かつては、こういう河口が狭くなっている分、流れなくて、周りに大きな浸水被害というのを繰り返してございます。かなり前になりますが、出口のところには閉塞をしないための突堤をつけました後は、かなり改善されてございます。非常にはしょった説明ですが、この岩木川につきまして、これから小委員会のほうでご検討、ご審議をお願いしたいところでございます。

続きまして、鶴見川でございます。鶴見川は、南関東の東京、神奈川でございます。川崎を流れて、川崎、横浜、上流のほうは東京の町田市になる川です。流域面積は全国の中でも1級河川としては非常に小さいほうでございますが、市街化が、昔、昭和33年ぐらいは10%ぐらいでしたが、だんだん赤いところが市街地で、これが昭和50年で60%、平成15年には85%。人口密度は日本の川で一番高い8,000人/k㎡という状況で、ほとんどが宅地になっております。

これは、洪水が非常にたくさん急激に流れてきますので、宅地化によりまして洪水の被害が出ると、そういうことがありました。総合治水対策という、ご案内の方、たくさんおられるかと思えますけれども、流域対策、河川対策、下水道対策とございますように、河川の中で川幅を広げるとか、ダムをつくるとかいうだけではなくて、流域にいろいろと水をためたり、また、下水道のほうでも浸透だとか、貯留をしていただくというのを、複合的に行っている。これが最初の総合治水対策という、3つ合わさったような対策の皮切りの川でございます。

1つには、ここにありますように、河川でもためるという1つの例ですが、これもいろいろ工夫してございます。横浜国際競技場で、ここは全体が緑地公園なのでございますが、洪水になると、この赤い線の中にみんな洪水がたまると。だから、そういう公園、スタジアムと、洪水を一時ためる平地のダムでございますけれども、そういうものを合わ

せたものを河川の対策のほうでやります。

防災調整池というのはいろいろな、学校の校庭にためるとか、テニスコートにためるとか、そういうのがここに現在3,300カ所で、流域のところでもためると、そういうものもやってきている河川でございます。

上流のほうからごらんいただきます。かなりこういう都市部の開けたところ、標高が170メートルの田中谷戸が源流でございます。源流の泉では今日いらしている先生などもそうですが、民間団体をお願いして管理をしていただいています。ここからずっと、見ていただくとわかりますように、いろいろと宅地開発がなされている中を流れていくのが鶴見川でございます。この辺が河口から35キロメートルぐらいです。大体同じような風景で、こういう横に走っている大きな鉄道のところにありますので、それに沿って大体周辺がみんな開発されているという場所でございます。

ところどころ、このあたりへ来ますと、少し田んぼ、畑みたいなところがございます。国道246号、東名高速、そういうものを横断して、全く周りの住宅地の中を流れていくという川でございます。この恩田川というこの合流ぐらいから非常に川の勾配も緩くなっています。

これが先ほど上空から見ていただきましてありました遊水池のところになるわけでございます。この周辺というか、少し下には、今のヨコハマナガゴミムシという、国内ではこしかいないそうでございますが、そういうものも生息しているようです。ヨシとか、オギの群落がありますので、そういうところに生息しているものがございます。

ずっと下流までこういう状況でございますが、これが昭和33年の、先ほど水色で見えましたところが浸水域になったり、この写真、昭和41年の浸水でもほとんど水色のところがついている状況でございます。昭和51年と、何年かに1回か、10年に1回ぐらい、似たような水害を繰り返してきたところでございます。それが宅地化とともにさらに大変になってきたところでございますので、先ほどのような総合治水対策ということで、川の対策もやるんですけども、河川のところには遊水池をつくったり、川底を掘り下げたり、流域でいろいろなため方をして水をためる、もしくは川へすぐ出ないでゆっくり流すということをやって、必死に洪水に対する対策を行ってきた川の代表格でございます。あと、この京浜工業地帯のほうへ流れ込んでいくという川でございます。

続きまして、庄内川でございます。庄内川は、岐阜県から愛知県のほうへ流れていきます。流域面積1,000平方キロメートルぐらいの、これも非常に都市部へ流れ込んでい

く川でございます。夕立山という、標高700メートルちょっとの山のところを水源にいたしまして、恵那市、瑞浪市、土岐市、多治見市という順に流れていきます。見ていただくとわかりますように、狭い峡谷的なところから瑞浪市のこういう盆地が出て、また狭くなって、また土岐市があって、それからまた狭いところがあって、また広がった盆地があって、多治見市があるという、こういうことが繰り返している地形の場所でございます。ですので、以前、東北の阿武隈川等もございましたが、それぞれの盆地のところで水害が起きやすくなっております。ここには、また小里川ダムというものがつくられて、洪水調節などしております。

これはごく最近、平成11年のものです。これ以外にもいろいろな水害があるんですが、今の赤いところは、そういった浸水があった例を表示しております。下流へ行きますと多治見です。このあたりは、見ていただくとわかりますように、かなりベッドタウン化が進み始めているところでございます。少し狭隘部を抜けましてから愛知県に入っていきます。

愛知環状のあたりから、濃尾平野全体を見ますとこういう格好で、下は名古屋市のど真ん中を流れ込んでいくというのが、この庄内川でございます。周りは区画整理だとか、そういうものが若干下火になっておりますが、ここ数十年の間、相当な量の開発が行われてきた場所でございます。先ほどの鶴見川と同じように、洪水の流出が以前より早くなったりしまして、河川の洪水、負担がかかると、その分水害対策が大変になっている。

これは、横に入っている矢田川というのが、工場排水、生活排水などがございまして、色が変わって見えますような質の悪い水が入ってきたりしています。これも都市部の川の1つの特徴でございます。

今、新川洗堰というのが右のほうに見えますが、ここから天明の改修によりまして、下のほうが庄内川が右から左に流れているんですけれども、この洪水をなかなか名古屋のご城下のほうで処理できにくいということもございまして、新川の放水路というものをつくっております。庄内川からの洪水が多くなると新川のほうへあふれて、新川放水路で海のほうへ流していくという。庄内川のほうが目いっぱいになったときの、こちらに流れる工夫を天明のときにしたわけです。

これが平成12年9月に東海豪雨で、非常にたくさんの3万4,000戸にわたります家屋が浸水しております。これが水色のところの浸水エリアでございまして、もうかなりの部分が河口のほうまで含めて流れ込んでおります。

1つは、少し下流の赤い丸のところであふれておりますが、もう一つは、先ほど新川の

ほうへ庄内川の洪水が行く格好が見えましたが、新川自身が堤防が破堤して大きな浸水被害になってございます。堤防が切れますと、それまで流しておりました洪水も含めて流れてきますので、非常に大きな被害が出ます。小田井の遊水池というのがそれから下に行きますと、あります。これは、日ごろたくさん樹木が植わっている緑地としても活用されておりますが、洪水のときはここへ水をためるという施設がございまして。

枇杷島基準地点というのは、この川の洪水及び利水の基準点です。下のほうへ行きますと、東海道新幹線のあたりが狭くなってあります。この辺の橋梁が1つの水害のネックになってございますので、この辺をこの前の水害を踏まえて、順次改築をやったもの、やっていくもの、検討していくもの等がございまして。

ずっと流れていきますと、右側のほうは先ほどの分派しました放水路の新川が隣に流れてございます。この合流付近あたり、非常に流れにくくなっている部分もあって、先日の東海豪雨でもあふれてあります。この下が藤前干潟という有名な干潟がこの河口部のところでございます。ラムサール条約の登録湿地でございます。以上が庄内川のご紹介でございます。

それから、利根川でございますが、冒頭申し上げましたように、非常に大きな川でございますので、また後日ご紹介を差し上げるといことで、本日は省かせていただきたいと思っております。以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。ご紹介のありました、利根川も含めた4水系の河川整備基本方針につきましては、今後、河川整備基本方針検討小委員会の場で審議していくことといたしたいと存じます。小委員長、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで休憩をとりたいと思います。おおよそ5分休憩をとって、5分後から再開させていただきます。では一旦休憩します。

(休 憩)

【分科会長】 それでは、再開させていただきます。よろしいでしょうか。

本日の第2議題であります、「河川敷地占用許可準則の見直し方針はいかにあるべきか」という議題でございます。本件については、去る1月26日、4月9日、及び6月14日に本分科会において占用許可制度の現状と、各河川管理者からの見直しの提案、準則見直し検討の基本的方針、そして答申案等についてご審議いただいたところであります。

今回は4回目の審議となりますが、事務局で作成した最終答申案についてご審議をお願いいたします。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 でございます。この点に関しましては、ただいま分科会長からもお話がございましたように、1月、4月、6月、3回にわたりましてご議論をいただいております。6月にご議論いただきましたものを、準則案等をベースにいたしまして、若干の修正、表現の整理等をいたしましたもので、パブリックコメントを実施いたしております。資料の順番からは逆になりますが、まず資料4 - 4でパブリックコメントの実施結果についてというものがございまして、まず実施結果等についてご説明を申し上げたいと思います。

資料4 - 4、2枚でまとめてございます。このパブリックコメントでございますけれども、8月13日から9月12日の1カ月間にわたりまして、国交省のホームページ上で行っております。意見の提出者としては3名の方から10件のご意見が出ております。

そこに表の形で意見の概要と対応等について案としてつくってございますので、ご説明申し上げます。最初のご意見でございますが、占用許可を行おうとする際の意見聴取対象者に環境NGO等を加えてはどうかというものでございます。これにつきましては、環境NGOと一言で申しまして、範囲は必ずしも明確でないといったこともございまして、許可に当たりましては、現在でも地域の意見を代表して、市町村の意見を聞くこととしております。そういうことをやりながら対応をしていきたいと考えてございます。

2つ目でございますが、河川のにぎわいを創出するために活動する、次に3つございまして、そういう方々を占用主体と認めてはどうかというものでございます。これにつきましては、民間事業者等について占用主体としてどこまで認めていったらいいのかとか、あるいは、その地域において利害調整も出てくる場合もございまして、合意形成の仕組みのあり方などについても検討が必要でございますので、占用準則の特例といたしまして、社会実験を行うということも考えてございます。その中で検証してはどうかと思っております。

3つ目でございますが、2つのご意見がありまして、最初のほうが、河川の賑わいの創出のために、例えば船上イベント施設とか、売店とか、こういうものを認めてはどうかというものであります。ただ、船上イベント施設等といえますと、やはりそれなりの規模の大きさのものになるかと思っております。どのような形のものであれば、治水上、利水上の支障とならないかといったことなどを検証する必要がございますので、これも社会実験をやっていく中で検証してはどうかと思っております。

売店等でございますが、周辺に商業施設がない地域におけるものなどにつきましては、

新たに今回の準則改正で認めてはどうかと考えておりますが、周辺に商業施設がある地域については、出店についての調整の方法など、地域の合意形成がどのように図られていくかといったことなどについて、どういう仕組みがよいか検討する必要もございますので、社会実験をやる中で、また検証してはどうかと思っております。

2つ目のご意見でございますが、自然環境保全・再生の観点からラジコン飛行機の滑空場は認めないというものでございます。これは、やはり環境との調整といった基準などもございますが、占用許可の基準に照らしまして、個別対応が必要ではないかと思っております。

2ページ目に行っていただけだと思いますが、4番目のご意見でございます。今年6月に、いわゆる外来種法が交付されたことを受けまして、河川区域内における樹木の植樹等に係る基準において、外来種とか園芸種を削除してはどうかというものでございます。

これにつきましては、この占用許可準則を受けまして、対応の欄に書いてあります「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」というのがございまして、良好な河川環境の保全ということを基本方針としております。「なお」書きにちょっと下のほうに書いておりますが、この基準に係る別表、外来種法と附帯決議も出ております。その趣旨に沿い、その改定に向けまして現在作業を進めております。

次に5番目でございます。これは河川における自然保全・再生の観点から、河川整備計画等を充実させる必要があると。ゾーニング化の重視の視点を記述すべきだといったものでございます。

対応のほうなんですけど、河川整備計画などにおけるゾーニング、これは非常に大事なことで、鋭意推進しているところでございますけれども、やはり中小の河川も多いわけでございますので、また、それぞれの河川の特性等もありますので、必ずしもすべてでできていくわけではございません。ただ、非常に重要な視点でございますので、この状況を踏まえまして、今回お示し申し上げます答申案において河川敷地の利用に係るゾーニング等の計画を定めて、これらの計画に沿って河川環境の保全に一層努めることと入れてございます。

なお、ゾーニングがされますと、これは占用許可に当たりまして、計画に沿ったものとするということでございます。

6番目でございますが、生物多様性の確保というのを占用許可の条件の例示に追加するというものであります。これは、条件というよりも、そもそも許可に当たって配慮すべきものではないかと思っておりますが、やはりこの河川の特性等や占用形態等を踏まえまして、必

要に応じて生物多様性の確保等にも配慮して占用許可を行っていくといった対応かと思っております。

7点目でございますが、PFI法によるSPCを包括占用の主体に追加するというものがございます。今回の案では、広げるものとして公益法人その他、これらに準ずる者というのを考えておまして、その中に含まれるのではないかと考えております。

8点目でございます。これは、先ほど2番目にほぼ同じような項目がございました。それと同様の考え方でございます。

時間の関係ではしよって恐縮でございますが、次に答申案のほうを説明させていただきたいと思っております。資料4-2でございます。表示がよろしくなかったものですから、説明させていただきます。資料2のところの1ページから3ページ目が答申案そのものでございます。4ページ目をお開きいただきますと、4ページと5ページにおきまして許可準則の見直しについてというのがございますが、これは単なる説明資料でございます。占用施設等の改正とか、制度改正について簡単にまとめたものでございます。

資料4-2の4ページ目の2枚紙から説明をさせていただきたいと思っております。今回の改正でやってまいりたい話としまして、1つは占用施設等の改正でございます。済みません、時間の関係で、前回からの変更点を中心にご説明申し上げますが、占用施設の改正としましては、(1)にございますように、1つは、種類の追加修正というものを3つほど考えてございます。

としまして、河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設というものでございますが、現在の準則では、河川空間を活用したまちづくりとございます。これは修正をしたものでございます。下の括弧書きにある施設については、現在も例示として入っておりますが、括弧書き以外のものを今回新たに追加するものでございます。

地域防災活動に必要な施設というのがございます。現在は水防用のものに限ってほかの類型の中に入れておりましたが、今回は防災用のものということで、1つの類型を起して認めていこうというものでございます。

3つ目が河川に関する環境教育、または環境意識の啓発のために必要な施設ということで、これも3つほど例示を挙げてございます。

(2)としまして、既存の類型において例示を追加するというものでございます。からでございますけれども、前回からの変更点なんですけど、表現ぶりで、のいけすというのがございます。これは、前回の案では漁業のために必要と認められる施設としており

ましたが、中身がはっきりしない面もあるということもございまして、また、実際のニーズを踏まえまして、具体的にいけすとさせていただきます。

もう一点、今回落としておりますが、やなぐいというものをに入れておりました。これは、前回のご提案の趣旨としましては、やなのくいの部分でございますが、それを毎年一々取り外すというのも、社会経済上の観点からもむだがあるのではないかといったことで、やなぐいの占用については認めて、やなぐいに附属しているような上の部分については一時占用でいくということで、例示にやなぐいというものを追加する案をお示し申し上げます。しかし、その後、実際にやなを設置する方々に幅広く聞いてみましたところ、やなぐいをそのまま1年中置きますと、くいの管理ということも当然ですが必要となってきました、かえって費用がかかることがあるといったご意見もかなり見られました。

ですので、実態として、やなぐいについては、従来どおり一時占用で対応するということにはどうかということもございまして、やなぐいを例示に追加することは、今回やめにしようかと考えております。

(3)は類型において例示を削除するものということで、モトクロス場を入れておりません。

次、占用主体の改正ですが、これは前回と同じですので、時間の関係で省略いたします。

次のページでございますが、2として制度等の改正点ということでございます。1つは、市町村の意見聴取対象の適正化というものでございます。道路、鉄道、橋梁等の公共公益施設でありましたら、占用の継続、これは当然のものでございますし、住民の生活のために無接道通路といいましょうか、ほんとうに軽微なものを設けているのがありますが、こういうものになると市町村の担当者のほうも、聞かれてもどこにあるかもわからない。自分で調べるのも大変だといったことで、お互い手間がかかった点がございましたので、こういうものは今回意見聴取を不要とすることができるということにいたしまして、適正化したらどうかというものでございます。

(2)景観法に対する対応ということで、景観法に対応した形のものをに入れております。

3点目で、一時的な占用の許可の話でございます。

4点目でございますが、包括占用許可制度の拡充でございます。これは、前回も説明しましたが、運用の実績が少ないものですから、もっと使い勝手のよい制度にしたいということで挙げております。

1点目としまして、包括占用許可対象の範囲を市町村だけではなくて、都道府県や公益

法人、その他、これらに準ずる者に広げていこうというものでございます。表現ぶりは、前回、都道府県等としていましたが、はっきりしない部分もありますし、この準則のほかの部分との並びもありまして、表現を変えております。

次に包括占用の目的に適合する駐車場、売店につきましてでございます。現在は、駐車場、売店は一体工作物として認めているのでございますが、今後は包括占用の目的に適合するものであれば、包括占用区域全体のレイアウトの中で自由に配置できるようにしていこうというものであります。

これは、特定非営利活動法人、NPO関連のところでございます。実態等を踏まえまして、NPO法人につきましては、やはり市町村等と連携をしながら使っていただくということで、今回、主体として加えていってはどうかということでございます。その際、ベンチ、あるいは花壇等に限って設置をしていただいたらどうかと考えているところでございます。そういう形でまずはやっていただいたらどうかということでございますが、運用の話になりますので、局長通達で整理をさせていただいたらどうかと考えております。

次のでございますが、これは、一時占用の許可と自由使用の区分について明示したいというものでございまして、これも運用の話になりますので、局長通達で対応したいと思っております。

最後に（５）としまして社会実験の規定でございます。根拠規定を置こうということでございますが、前回本則に入れておりましたが、やはり本則の特例を決めようという部分でございますので、附則のほうに整理をさせていただきたいと思っております。

以上のような内容を盛り込んだ答申案ということで、資料４－２の１ページ目にお戻りいただきたいと思っております。２－１とページで振っておりますが、社会資本整備審議会答申（案）というものでございます。３枚紙でございますが、読みながらご説明させていただきます。最初の部分は、定例的な書き方になりますが、読ませていただきます。

社会資本整備審議会は、平成１６年１月２６日付、国河政発第７３号をもって諮問のあった「川の３６５日」を重視した河川行政を展開するために、平成１１年３月河川審議会答申を受け、同年８月河川敷地占用許可準則を改正したところであるが、その後も河川敷地の多様な利用等について引き続き要望があるので、これを受けて河川における治水、利水機能の確保及び河川環境に配慮しつつ、河川敷地の多様な利用のより一層の推進を図る必要があると考えるが、その見直し方針はいかにあるべきかに関して、当審議会河川分科会に付託して審議を重ねた結果、下記の結論を得たものである。

当審議会は、この答申に基づき、所要の措置を講ずることを要望する。併せて、社会経済状況等の変化に対応して、今後とも、適宜、河川敷地占用許可準則の必要な見直しを行っていくよう要望する。

記の内容でございますが、一は考え方等の話でございますが、読ませていただきます。

一、河川敷地は、河川の流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流下させ、洪水による被害を除却し、又は軽減させるためのものであり、また、公共用物として、河川環境に配慮しつつ、他の利用に支障のない範囲で一般公衆の多様な利用に供すべきものである。

また、平成9年度に新たに河川環境の整備と保全をその目的に位置づける河川法の改正がなされ、河川の管理は、治水、利水及び河川環境の整備と保全が達成されるよう総合的に行うべきこととされたところである。

平成11年3月の河川審議会答申を受け、同年8月河川敷地占用許可準則を改正したところであるが、河川空間を活用してまちづくり、地域づくりを推進する動きが全国各地で生じていること等を背景に、その後も河川敷地の多様な利用については引き続き要望があることを踏まえ、河川敷地利用の選択の幅を広げることにより地域社会におけるこれらの動きを支援し、また、河川を含めた美しく風格のある国土の形成等のために景観法が今般制定されたことも踏まえ、河川における治水、利水機能の確保、河川環境及び河川景観に配慮しつつ、河川敷地の多様な利用のより一層の推進を図るため、これに対応した河川敷地占用許可準則の一部見直しの必要性について検討を行った。

その次の二の部分ですが、これについては先ほど準則の見直しについてという参考資料でご説明したことをまとめたものでございます。読ませていただきます。

二、その結果、現行の河川敷地占用許可準則については、次のような視点からの一部見直しが必要であるとの結論に至ったので、同準則の一部を改め、河川敷地の占用の許可のなお一層の適正化を図る必要があると考える。

(1) 自然豊かで、貴重なオープンスペースである河川敷地については、河川環境及び河川景観に配慮しつつ、個々の河川の実体に則して、適正かつ多様な利用をより一層推進することにより、国民の河川への親しみを醸成していくことが必要となっており、このため、次の施設について占用施設への追加又は削除を行うこと。

類型の追加・修正

・河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設として、売店(周辺に商業施設がなく、地域づくりに資するものに限る)、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花

壇、防犯灯の追加

- ・防災活動に必要な施設として、防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設、防災倉庫の追加

- ・河川に関する環境教育又は環境意識の啓発のために必要な施設として河川環境教育施設、自然観察施設、河川維持用具等倉庫の追加

既存の類型における例示の追加又は削除

- ・行政標識、観測・測定施設、荷揚場、いけすその他占用施設の追加
- ・料金所、待合所、案内板等の公共船着場と一体をなす工作物の追加
- ・占用施設からのモトクロス場の削除

(1)のところですが、前回の案では という類型はしないで、単に並べておりましてわかりにくかったものですから、グルーピングをさせていただきました。次、(2)へ参ります。

(2)地域に密着している河川敷地の利用等に関しては、できるだけ地元市町村等の主体性が尊重されるよう、市町村等が参画できる範囲を拡大するための措置を講ずるため、包括占用許可が行われているところであるが、本制度のこれまでの利用実態を踏まえ、今後より一層活用されることを期すため、包括占用者の創意工夫が十分に生かされるような次の制度の改善がなされること。

- ・包括占用者の許可対象範囲を市町村だけでなく、都道府県や公益法人その他これらに準ずる者にも広げること。

- ・包括占用の目的に適合する駐車場、売店については、包括占用区域のレイアウトの中で自由に配置することを認めること。

- ・包括占用許可を受けた公的主体が河川に関する特定非営利活動法人に包括占用区域の一部を使用させる場には、ベンチ、花壇等の工作物の設置に限るものとする。

- ・包括占用区域内で工作物の設置を伴わない等の一定のイベント利用等がなされる場合において、河川管理者の関与なく、地方公共団体等の包括占用者がその利用を認めることができる範囲を明確にし、イベント利用の促進を図ること。

済みません、ここの包括占用のあたりも表現を整理しております。

(3)河川敷地の占用の許可に当たっては、地元市町村の意見を聞くこととされているところであるが、例えば、道路橋梁等の公共施設について継続して占用許可を申請する場合など、一律の取り扱いが適切でない場合もあるので、河川管理者の判断により地域の意

見を聞かなくても占用許可を行えるように、河川行政実務の実体に則した手続の一部見直しを行うこと。

(4) 社会経済状況等の変化に対応して、適宜、河川敷地占用許可準則の必要な見直しを行っていくことが必要であることは、前文において記したところであるが、社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ、地域の特性に則して同準則を運用することを可能とするため、必要に応じ、同準則の特例を次元的措置として定め、積極的に社会実験を行えることとすること。

(5) 美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする景観法が制定されたことに対応し、河川における景観の保全を図るため河川敷地占用許可準則における所要の改正を行うこと。

(6) 一時的な占用の許可について、同一内容の占用について、繰り返し許可することにより継続して占有することになるなど、河川敷地占用許可準則第六及び第七の規定に反する許可をしてはならない等の制限を設けるなど適正な運用を確保する措置を講じること。

次の三でございますが、これは全般的にわたるものですとか、運用にあたって留意すべき点等について書いてございます。これは前回のご議論を踏まえまして修正しておりますが、読ませていただきます。

改正後の河川敷地占用許可準則の運用に当たっては、特に以下の点に十分留意する必要があります。前回の注釈を加えさせていただきます。前回のご意見といたしまして、1つには、ゾーニングについては非常に重要なので、留意事項ではなく、もっと上のほうに入れるべきというご意見。あるいは、河川観を持つと言われるのは、むしろ地元の人がやるべき仕事なのではないかといったご意見もございました。また、不法占用に対する措置について明記すべきではないかといったご意見もございました。

こういったご意見を踏まえまして、前回は(1)と(2)と2つに分けていたものを、もう一回整理をし直して3つに分けて、(1)から(3)として整理しております。読ませていただきます。

(1) 占用の許可の目的となる施設等の範囲を従来より拡大したところであるが、一方、河川環境に対する国民の要請の高まりにも配慮し、河川整備計画、河川環境管理基本計画等の河川敷地の利用に係るゾーニング等の計画を定め、これらの計画に沿って河川環境の

保全に一層努めること。

(2) 河川管理者が地域の人々の意見も十分に斟酌した上で、ここの河川の個性や役割を踏まえた統一的な河川観を持つことが必要であること。

(3) 河川区域内における不法占用については、さまざまな面で河川管理上の支障を引き起こしているので、河川管理者は関係行政機関等と協力し、これらの違法状態の解決に全力を尽くすべきであること。また、監督処分等の措置を強化し占用制度を適切に運営することが必要であること。

(4) ですが、これは河川管理者は受け身でなくて、地域の人にも川のほうに目を向けてもらうよう、努めるべきだというご意見に対応いたしました。

(4) 河川敷地の利用について河川管理者が行政的に決めるに当たっては、地域の意見を十分に反映する手続について検討するとともに、国民の河川への親しみを醸成するように努めることが必要であること。

(5) 河川敷地におけるヘリコプターの離発着施設等の設置については、地震災害時等を想定した対応について、検討が必要であること。

以上が答申案でございます。最後に、資料 4 - 1 につけておりますのが、以上、説明した中身を 1 枚紙にまとめたものでございます。資料の説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などございましたら、ご発言をお願いいたします。

【委員】 私、6月に欠席していたので、ひょっとしたら重複するかもしれませんがけれども、先日の台風で大水が出ました。全国的な大水ですけれども、東北の河川敷をある程度回りましたら、相当泥水をかぶっていて、いわゆる市民花壇とか、市民菜園なんかは見えないくらい泥水をかぶったところがたくさんございました。

河川敷をこういうふう開放する前までは、そういうところをよく知っていて、泥水をかぶるのが常識みたいな、一般住民としましては、かぶることによってどういうふうに対応すればいいかという対応策も含めて……。最も具体的なのは江戸時代に書かれた「百姓伝記」、あの中などは治水のやり方を事細かに農民の立場から書いているわけです。治水だけではなくて、どういう農作物をそのところにつくればいいのかというのを長年の知恵でやってきたわけですから。

今の問題点は、治水の能力が弱まっていて、ほんとうの土地利用の何たるかをあまり詳

しく実体験として持たない人たちが、恩恵を受けるだけの河川敷というのはむしろ危険というか、危機管理が徹底されないというところで、私はとても不安に感じるんです。

この答申書の中に、治水が弱まって、環境と景観には大変配慮されて、それがこれからいく方向だと受け取れますけれども。やっぱり治水は基本的に忘れてはいけないし、河川敷を使うに当たっては、それなりの知識と覚悟が必要だという裏づけが必要なのではないかと思います。堤防のほうは、少なくともいわゆる日本の土手文化、堤文化みたいなものがあったわけですが、平たく言うと、河川敷文化というのが、今まで日本に根づかなかったのは1つの欠陥であろうと思うんです。

これから、これを構築する上では、河川文化を構成するぐらいの大きな考え方で臨んでほしいなと。だから、単なる使い方ではないところを明記してほしいと思います。以上です。

【分科会長】 特にお答え、ありますか。

【事務局】 ほんとうに治水は大事なことで、忘れてはいけないということは、まことにそのとおりでございます。確かに実体験として、極端な話、堤防が破堤したときにどうなるか、その辺はわからない方が今多いわけでございます。

そういう中で、ちょっとこの話から外れる点もございますけれども、水災防止という観点から、自分の住んでおられるところが例えば浸水といいましょうか、堤防が切れたときにどれぐらいまで浸水してくるのか。そういうことを具体的に示していかないと、なかなか住民の方にわかっていただけない面もございます。

そこで、話がそれる面もあるかもしれませんが、いわゆるハザードマップ、こういうものももっとちゃんと、なるべく多くのところにつくって行って、住民の方にもわかっていただいて、川というのは出水すればこういうこともあるんだということもわかっていただく必要もあるかと思えますし。そういった水災防止体制と申しますか、そういう意識も含めて、どうやって高めていくかということも、あわせて我々としてもやろうとしているところでございます。

河川敷はほんとうに出水すれば水をかぶるものだという意識も、今回の台風などの水災の被害などを通じて皆様にもわかっていただけたかと思えますが、その辺も踏まえた上でどのように河川敷を使っていくか。これは地域の皆様も一緒になって、例えば河川整備計画なりをつくっていくに当たっても、その他の計画的なものを考えていくに当たっても、重要なことだと思いますので、そのあたり、しっかりとやっていきたいと思っております。

【委員】 広範囲に開放することによって安全神話が生まれるみたいになってひとり歩きして、安心なところだと思ひ込むことのほうが怖いんです。ここが内容から抜け落ちないように、ぜひこの点を留意していただきたいと思います。

【分科会長】 委員。

【委員】 前々回から少し似たようなことを申し上げているかと思いますが、今委員がおっしゃったように、前の開放計画のとき以降、川らしい使い方というものを目指していこうというのは、相当我々NPOサイドでも議論をしてきたところでもあります。川らしさというのは、川の怖さも含めて理解をしていくということだろうと思いますし、河川法の改正にある河川環境の整備と保全というあたりも、なるべく地域住民に川に近づいてもらって、それで川の今申し上げたような怖さも、よさも、とにかく肌身で感じてもらいたいと。

そのことによって川とのつき合い方をどうつくっていけばいいのかというあたりを、最後、やり直そうという趣旨であったかと思います。そういうことですので、基本的なスタンスとしては、今回の議論もそういうスタンスで進めていければいいと思っております。

1つ、2つ、お聞きしたいんですけども、ここに書いてありますけれども、幾つか答申の中に社会実験という言葉があります。ここら辺をどう解釈をすればいいのかということが1つ。

それから、幾つかの局長通達の話が出てきております。この辺が、今後より具体的に占用の問題とか、川とのかかわり合いの問題をわりと裁量を持たせてやっていくという含みだろうと思うんですけども。これの2点について、今わかる範囲で結構でございますので、お教えいただければと思っています。

【分科会長】 それでは、事務局。

【事務局】 社会実験というのをどういうふうに解釈していくべきかということでございます。社会実験につきましては、都市再生ですとか、地域再生といった流れの中で、この準則では、準則上どうするかというところについては、まだ結論が出し切れない部分につきましてはいろいろなニーズが出てきているわけでございます。例えば、現在考えておりますのは、淀川ですとか、広島の前太田川等のところにおきまして社会実験をやろうとしておりますが、例えばカフェテラスをやってみたりとか、そういったさまざまな要望が出ているわけでございます。

これにつきましては、まず、それは市町村なりの方々の方が占用許可を受けて借り受けられ

た後で、民間事業者等も含めまして、地域の合意の中でどういうところにさらにお貸しするかということもやっていただいた上で、先行的にやってみたらどうかということを実際に、まだ準備中ですが、始めようとしております。

そういうことをやる中で、河川敷地の場合ですと、既得権的なものがどうしても出てくる場合もございますから、どういう場合にどういう形で地域としての合意形成をした上でうまくやっていけるのかと、こういうことは十分に検証した上で進めていかなければならないものでございます。ですので、そういった意味で、まず実験的にやらせていただいて、今回の準則の附則の中に書いてございますが、それを検証いたしまして、適切な評価を行って、その結果によっては、またさらにこの準則にも反映できないかといったことで考えているものでございます。

局長通達の話を上申しましたが、これは準則をさらにもう少し細かな部分で解釈を運用していく必要があるというものにつきまして、局長通達としてその部分の解釈を少し運用を決めていきたいと、そういう趣旨で入れているものでございます。

【分科会長】 よろしゅうございますか。 委員。

【委員】 まとまってわかりやすくなったんですけども、以前から大変気になっているのは、やはりこの準則見直しの基本的な力というのは、川というのをもっと開放して、都市的に利用したいという強い意向があって、その意向を適切なところでは生かしていくことだと思っておりますけれども。適切でないところもあるし、もう一方で、河川というのは一体どういうものであるのか。実は、強い要望をしている都市側の人たちが生態系として、水循環の場として、なかなか理解しないままに強い要望を出しているという実態が一方にあるんです。

この間から河川観を河川管理者はしっかり持たなければいけないという話が出ていたと思うんですけども。ちょっと例え話というか、具体的な話をさせていただくと、鶴見川では、ここ数年、強い都市側からの要望があって、そこは増水したら必ず水につかって泥海になるというところに、区が先行占有して子供たちの野球場をつくってしまったり。今は、桜を植えるということを先に区が決めて、桜を多分手配をしてしまって、はっきり言えば市民団体に要望を出させる形で区が占有することを決めていて、どんどんやるとかいうことが進んでいて。今回、台風22号で危険水位を超えるような大変恐ろしい思いをして、そういう人たちが震え上がったと思うんですけども。

そういう状況を、なかなか実態として河川管理者がとめられないんです。議員さんが介

入したり、自治体が動いてしまえば、危険とわかっていても認めていってしまうという状況があって。それをとめるようなポイントがもう一つ強く、今回の答申の中に入ってほしいと思います。例えば、うんと具体的なことを申し上げますと、あちこちに河川環境に対する国民の要請という言葉、表現があって、これをよく読めば、河川環境の保全に対する要請がわりに大きいんだと読めるんですけども。

ここが、ただ河川環境に対する国民の要請ということになると、治水、あるいは自然環境保全の上での河川環境に対する要請というふうには、そんなにしっかり読めないところがあって、大丈夫なのかということがあります。このあたり、少しきつ目の整理を、できたらしていただきたい。

例えば、これもうんと具体的な話ですけども、留意点の2番目に、河川管理者が地域の人々の意見を十分に配慮した上で、個々の河川の個性や役割とあるんですけども、ここも、個々の河川の、先ほどからの議論でいえば、治水並びに自然的、社会的個性やというふうには、河川管理者から一步も二歩も踏み込んだクオリフィケーションをつけてほしいんです。治水の上でここはすごく危ないところだということにどんどん出ていってしまうので、河川管理者、実際に許認可を担当している人は文系の人非常に多いんです。水の動きがわからない河川管理者が許可を出してしまいますので。だから、そこでは治水並びに自然的、社会的な個性、役割を踏まえたというところをこっそり入れておいていただきたいと思います。

【分科会長】 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 今両先生のおっしゃったとおりだと思います。ただ、私は確認と質問をしたいと思います。説明はなかったんですけども、占用準則の対比表の3 - 4の第10のところ、変更にはなっていないんですけども、河川敷地の占用は河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合にあっては、当該計画に沿ったものでなければならない。こう書いてあるんですが、これは先ほどのゾーニング等を意図したものがここに表現されているということなのか。

それから、河川敷地の占用は第11の赤く書いてある、改めて景観法の関係で載せられたこの部分ですが、河川法第24条の占用許可の基準についてできれば解説していただきたい。

社会実験、これは3 - 7ページのところで、さんからいろいろ説明がありましたが、別途、国土交通省河川局長通達の定めるところにより、社会実験を行うこととすると書い

であって、局長がご判断して決めることとなります。要は、これらのゾーニングとか、そういう流れと社会実験との関係はどうなるのというのが不安になるものですから。やはり、今、説明のように合意づくりとかいうことがこの通達の中で明記されるのか。皆さんが不安になっているのも、どんどん占用して、利用して結構だよという流れと、やはり川の持っている治水上の危険性とか何かというのは、河川管理者がちゃんと判断してやることとどう折り合いをつけるのが心配になります。

確かに道頓堀にはカフェテラスはいいだろうけれども、それこそ多摩川などでカフェテラスOKよということになるのではないかという心配がありますので、この辺の考え方と、今の状況をお答えいただければありがたいと思います。

【事務局】 よろしゅうございましょうか。済みません、先ほど説明が抜けてしまいました失礼しました。3 - 4ページの第10のところでございます。前回お出し申し上げました案では、ゾーニング等に係る計画が定められている場合にあっては、当該計画に沿ったものでなければならないというくだりがございました。

その後、内部的にもう一度検討させていただきましたところ、そういうゾーニングに係る計画が定められている場合にあってはというふうにすると、かえって計画に沿ったものにしなければいけないという範囲を狭めてしまうのではないかと。つまり、ゾーニングがない計画があれば、それは守らなくてもいいのかという逆の解釈をされるおそれもあるのではなからうかということもございましたので、ゾーニング等の計画が定められている場合にあってはという表現ですと、かえってまずいのではないかとということで、今回のようなご提案にさせていただきました。

ゾーニングは、私どもとしてもどんどん進めていくべきものだと思っておりますので、ここは答申の留意事項の一番最初のほうに、ですから、答申の3(1)のところに持ってまいりまして、ともかく河川整備計画等におきましてゾーニングをどんどん進めていって、ゾーニングができたものについて、ここの今ごろんいただいています準則の第10に沿って、当該計画に沿ったものでなければならないということで、それに沿ってやっていただくということにしてはどうかと考えてございます。

法律の24条の許可の基準ということでございます。これは前にもご議論があったようでございますが、許可の基準そのものにつきましては、特に法律上、細かなところを法令上決めているものではございませんで、この準則でございますが、事務次官通達という形式の重いもので、まさにこの準則の中で基準を決めているということでございます。

それから、社会実験のところがございました。現在大阪、広島等で始めてございますが、このあたりは局長の通達でやってございますけれども、ゾーニングとの関係等々につきましては、そもそもこの準則が根本でございますので、準則を運用するに当たっての留意事項としても、また、このゾーニングは非常に大事だということも答申に明記させていただいているわけでございます。ゾーニングを決めましたら、その範囲内におきまして、社会実験として私どもで考えていますのは、例えば売店等についてももう少し広げたものでできないかとか、カフェテラスみたいなものがないかとか、そういうものをゾーニングの範囲内でまた考えていくものではないかと考えてございます。

【分科会長】 ほか、いかがでしょうか。

【委員】 先ほど 先生がおっしゃったことの繰り返しになるかもしれないのですが、留意点の2番目、地域の意見も十分に斟酌した上でとあります。どうしても、この統一的な河川観という言葉が何のことを言っているのか、わからなかったのですが、おそらく、この川では、この時期に水が出たときにはこういう状態になるということを、昔の村社会では村の掟のようなことで、その森には入ってはいけないと言い伝えられてきたものだと思うのです。

それは、地域の意見の方がよほど土地の知恵を十分に持っているということだと思えます。ですから、この文章を読むと、どうしても川が河川管理者のものであって、ちょっと地域の意見も伺うよ、という風に聞こえてしまいます。対応としては、先ほど先生がおっしゃったような治水の視点をここにきちんと入れるということでもいいと思います。そういった河川観というのは、前回の繰り返しになりますけれども、住民が持っているものなのではないかと、私は考えております。

その話が、今回の答申を取りまとめるに当たって、どのように反映されるかを考えます。今回の見直しの方針はいかにあるべきかということ聞かれているわけですが、その方針に今の話が入ってくると思っております。今、見直しの対照表を見ておりましたら、治水にかかわる部分は第8条になるわけですが、特にこの8条に関して厳しくするという話はないと思うのです。この基準を運用する上で、ということで、留意点に入れておられるのかもしれませんが、見直しの視点としては、大変重要な視点だと思います。聞かれていることに対して、単に多様な利用をより一層推進するというだけの視点で見直しなさい、という答えでは、少し足りないのではないかと感じました。以上です。

【分科会長】 それでは、委員、どうぞ。

【委員】 この答申について、私は特に異論はありませんので結構だと思うんですが、今の、3 - 2の文言の問題などはお任せいたします。

私は、江戸川区というところで行政をあずかっていますので、大きな江戸川とか荒川という河川からいろいろと恵みをいただいている面もあります。江戸川区はご案内のように、大水害地の中でずっと形成されてきた町でありますから、住民の皆さんも治水の重要性というのは重々わかっていて、そういう上で、今いろいろ河川整備が行われておりまして、利用もさせていただいているということなんです。

荒川もスーパー堤防をやっていただいておりますし、江戸川もこれからまたスーパー堤防をやるんじゃないですかというお話も承っておりますので、大変歓迎しているところなんです。これには相当住民の協力を得なければできないという問題があります。まだまだ水害に対して危険であるから、整備をしていくという国土交通省のお考えに対して、私どもはむしろ感謝をしているんです。そういう中で都市化もしておりますので、目いっぱい、許される限りで河川利用はさせていただきたいということで、大いに使わせてもいただいているわけであります。

この準則改正ということは、治水ということは重々前提の上で、少し手直しをするということでお考えになっているのではないかと、私どもは理解しているので、この準則の改正が治水の問題を損なっていくというものではないと、もともと考えております。そういう点では、私もこれで全く異存はないわけであります。

そういうことありますから、今後も治水の問題は大変重要でありますし、今回のいろいろな災害もありますから、国土交通省も治水の問題をもう少しわかりやすく……。これは一番最初に申し上げたことでありますけれども、流域の皆さんに、この川はこういう川なんだということを、だから、ここはしっかり守らなければいけないということについて、お互いにPR、理解に努力していかなければいけないと思っております。

そういうことを申し上げて、私の意見とさせていただきます。

【分科会長】 ありがとうございました。 委員。

【委員】 まず資料4 - 2の答申案でございますが、全体の趣旨は私は賛成でございます。特に留意点で、不法占用監督処分について明記されておりまして、これについても、これでよろしいのではないかと思います。

非常に細かいのですが、4番目、河川敷地の利用について河川管理者が行政的に決めるという表現ですが、ちょっと変な感じもします。趣旨はわかるんですが、行政的に決める

というのは、もう少しいい表現があるかなという気がいたします。文言については会長にお任せしたいと思いますが。

1点、これは簡単なことで質問でございます。ちょうど新旧の準則の対照表がございまして、今回、社会実験については別途国土交通省河川局長の通達に定めるところによりという表現があります。たまたま同じような表現があるのを見ていたんですが、今回改正対象ではありませんけれども、第8のところ、同様に別途定める植栽基準というのがあります。となると、これはだれが定めているのかというのは、同じように、つまり明確にしておいたほうがいいのかという気がいたしますが、もし、そういうことであれば、局長通達なり、何かというのが同様に明記されたほうがいいのか。これは気づいた点ですので、あとはご判断をお任せいたしたいと思います。

【分科会長】 特に最後の点、何かコメントありますか。今植栽基準はどういう形式で行われていますか。

【事務局】 この植樹基準のお話でございますが、これは課長通達で決めさせていただいてございます。準則がございまして、その基本となるものを明確にしているという趣旨でございます。今ご指摘の点については検討させていただきたいと思います。

【分科会長】 はい。ほか、いかがですか。どうぞ、 委員。

【委員】 私もこの答申案で結構かと思えます。運用面で、少し心配するのは、このところ豊岡とか、京都府舞鶴とか、いろいろな水害がありました。治水ということだけ考えれば、河川敷は余り利用させないほうがいいんです。利用させて堤防が強くなるということはない。従って堤防の力を弱めるような利用は絶対困る。少し現実を眺めると堤防の外側からでは河を流れている水が見えない。これでは水に親しめる国民生活からほど遠くなっている。国民と河川の関係から言えば、河川敷を利用させていこうという今回の方針とその姿勢はぜひ保っていただきたいと思えます。

ただ、水というのは一たん荒れ出すと恐ろしく暴れるものだということを、先ほど委員もおっしゃったように、例えば桜の木なんかはほんとうに河川敷にふさわしいのかどうかというのは確かに問題だろうと思うんです、あくまでも。静岡県の島田の外にかかっている橋がありますね。蓬萊橋か、大井川にかかっている、水が出たら、水が橋の上を流れていくという。しかし、水さえ出なければ、村民というか、人々に非常に便利のいいものだと。

やっぱり河川敷の利用というのは、基本的にはそういうものではないかと思うんです。

水が出るということを前提にしてやらせると。それで、なおかつ河川敷利用がまちづくりとか、地域の振興に役に立つという、そのスタンスだけは絶対忘れては困るし、そういうものであるということを利用者にも悟らせるというのか。

だから、例えばカフェテラスにしても、本来町の中にできるものと河川敷にできるものとはおのずから違うはずなので、その辺のことを見る人は、ここはとにかく水が来ないものだと思うようなことは避けるというのは基本的にしておかないと、最近のような天変地異が頻発するような状態ですから、うっかりすると大変な災害をもたらすおそれがあるので、そこだけは重々気をつけていただきたいと思うんです。

ただ、利用者にとっては自己責任だろうと思うんです。許可したから、そこで起こったことは全部責任を持つということでは、今度はまたできるだけ制限せざるを得ないほうへ行くから。そのところは、今の時代にふさわしいということになってくるのかと思います。以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。特にご意見、ございませんか。どうぞ。

【委員】 1ついいですか。今回、河川に関する環境教育、環境意識啓発のための施設と明記していただいて、大変これは感謝しています。先ほど川に関する町の人々の意識というのはかなりずれているんだという話を強調したんですけれども、地方の、水をいつも意識しなければいけないところで暮らしている人と、ほとんど全くそういうことを意識しない都市の川の人たちというのは全然違って、川は海に注ぐんだということを知らない人も、実はたくさんいるんだと。それは笑い事のように思いますけれども、ほんとうなんです。

そういう人たちが河川を利用したいというすごい圧力もあるということも重視しなくてはいけなくて。今、小学校の5年生だと思えますけれども、これは国土交通省も随分努力されたんだと思いますが、川の働きというもので、浸食、堆積などが非常にきれいに教科書に載るようになって、鶴見川には子供たちがそういう勉強をしに、今年になって突然どんどん来ています。子供たちが、もう一度、川というのは洪水を起こすんだ、こういう場所だということを、今ようやく本格的に学び始めたところで、その子供たちの勉強に影響を受けて、地域の大人たちが、ああ、ここは何が何でもゴルフ場だとか、野球場だとかにしちゃいけないんだということを学び始める、そういう契機かと思えます。

ぜひこの河川教育施設とか、自然観察に関しては、要素論的な施設ではなくて、流域全部が見渡せる勉強ができるような配慮を特段にさせていただきたいと思えます。どこでどう

いう手当てができるのかというのは、いろいろなことがあると思うんですけれども、ここがポイントかという気がしているので、ぜひよろしく願いいたします。

【分科会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 ごめんなさい、2 - 2の、今 先生がおっしゃった川の環境教育施設の中に、河川を統一して見る見方と1行ありました。ああいうぐあいの、環境だけではなく、河川を統一して流域全体を見たり、治水はどうするべきか、水防はどうしたらいいかと、川一般に対する学びの施設みたいなもの。環境とか、とりわけそれを明示しないほうが、川全域を見る、流域を見るというふうに、大枠にして教育施設を並べて統一させたら、もっと広範囲に皆さんの理解の範疇が及ぶのではないかという気がします。以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。ほか、いかがですか。どうぞ。

【委員】 今回の見直しが河川整備計画とのリンクというので非常にすっきりしたという意味では、いいことだと思います。むやみやたらに開放するというのではなくて、整備計画というのが初めにありきだということは、非常にかかわるほうにしても理解がしやすいと思います。

ただ、それを整備計画の中にある、言ってみれば16条の2項にあるような、地域住民の意見を聞くとか、首長の意見を聞くとかいう枠がありますけれども、整備計画を策定する中で合意形成の中の枠組みというのは、各地でいろいろな仕組みをつくっているかと思うんですけれども。ぜひ、そういうあたりをきちとした上で、特に包括占有なんていうのが先ほどからご指摘があるように、どう動くか見えないところがあるんです。合意形成をきちとした上でとなるのかどうかというのも、非常に心配なところがありますので。そこら辺は、通達でも何でも結構なんですけれども、ぜひここにあるように、河川管理者が統一した河川観を持つことが必要だと。

河川管理者だけではなくして、双方の合意の中で、この川をどうしようかというビジョンというか、そういうものを持った上でやっていくというスタンスが極めて重要なのかと思います。

【分科会長】 ありがとうございます。それでは、この辺で締めましょうか。大変活発なご議論をいただきました。それぞれ、大変貴重なご意見をいただきました。本日、ちょうだいしました意見は事務局と協議をいたしまして、最終答申に反映してまいりたいと思います。その取りまとめにつきましては、恐縮ながら私にご一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【分科会長】 ありがとうございます。それでは、事務局と相談をしまして、ご意見も取り入れた上で最終答申をまとめさせていただきます。なお、審議会運営規則8条2項により、分科会の議決は本会議の会長が適当と認めるときは、審議会の議決とすることができるとされておりますので、本件につきましては本会のほうの会長のご承認を得て、審議会自体の議決といたしたいと存じます。

それでは、審議事項は終了いたしましたので、これから報告事項に移ります。災害の関係と三位一体論に関する報告があるようです。まず、災害の件につきましてご報告いただきます。

【事務局】 それでは、資料5-1のほうでお話をさせていただきたいと思います。この分厚い資料の説明は時間的に無理だと思うので、恐縮でございますがポイントで説明いたします。

16年度の災害についてと書いてある資料でございます。1枚おめくりいただきますと、16年度、非常にたくさんの水害がございました。10個の台風、新潟・福島、福井などの豪雨、ところどころ地震もございます。最近、中越地震がございまして、その前もございました。それから、浅間山の噴火というので、例年になく非常に多い状況でございます。

これをトレンドで見えますと、4ページでございますけれども、集中豪雨の頻度みたいなものが10年区切りぐらいで書いてございますが、ここしばらく徐々に増えているということでございます。台風も日本の南のほうの海域の温度の状況とかが影響して、たまたま来ているのではなくて、かなり必然的に来ている面もあるようでございます。こういった自然状況に合わせて、これからの備えというのも一つ、考えないといけない大きな課題になってございます。

さっと、どういうものがあつたかをごらんいただきたいと思います。5ページには、これはご案内の話と思いますが、7月には新潟・福島の豪雨で、特に三条、見附、そのあたりで堤防が決壊、破堤するということで大きな被害になってございます。下の絵のように、赤いところにずっと湿舌という雨が集中して降ると。例えば、昭和36年に降りましたものが現在の計画でできておりましたが、それをはるかに超えるものが今回来ていると。そういう特徴が例えば新潟も出ております。

6ページにはその結果というので、新潟県内あちこちあふれておりますが、刈谷田川、五十嵐川という川がこの6ページの絵では、緑色が信濃川でございます。南のほう、下の

ほうから上流へ行きまして、右側、上のほうへ新潟市内のほうに流れている緑の線が信濃川でございます。ここに南側から合流している刈谷田川と五十嵐川、見づらいかもかもしれませんが、それぞれ赤いバツ印で書いてあるところが、堤防が決壊してございます。

こういうところの被害は、ちょっと見づらうございますが、例えば一番左下のところには、堤防が切れたところに青い矢印がでございます。ここには、実は大きなお寺があったんですが、全部吹っ飛んで跡形もなくなっております。その他の周辺の家も、数十メートル屋根が移動する。そういう被害だけではなく、緊急時だけではなくて、終わりました後も、その上の写真のように相当な泥でございます。山のほうから雨が降りますので、復旧後、相当なストレスというか、大変な状況にございます。これが堤防が切れたときの災害の状況になります。先ほど言いました、過去のよりも大きなものが来たときに堤防が切れて、大変な被害になっているというのが1つです。

7ページは福井でございます。その少し後に福井の真ん中のグラフのように、これは小さくて見づらくて恐縮ですが、昔オレンジで書きましたような雨が来ておりました。こういうものに対して、今回の赤でありましたように相当雨量が多いもの、これも新潟と同じように集中豪雨が来ております。

このおかげで、次の8ページでございますが、これは福井市内、緑で上のほうが右から左へ九頭竜川という川が日本海のほうへ流れております。これの支川で日野川というのが左側、その支川に福井市内の真ん中へ青い線で足羽川という川が流れております。これの右岸側、下流に向かって右側のほうが最初に堤防があふれ始めたんですけれども、みんな水防とか、そちらでやっているうちに、今度は左岸側のほうの堤防が切れまして、赤いところのゾーンが大きな浸水になっている。右のほうは、ちょうど越水しているさまから、切れていくさまみたいなのところの写真が出ております。

9ページからは、その後の台風のものが出てございます。特徴的なものだけご紹介させていただきますまして、後でまたごらんいただければと思います。台風10号のもの、台風16号のものが10ページ、11ページも16号で、宮崎だとか、鹿児島だとか、ございます。12ページ、台風21号は愛媛とか、三重で土砂災害も含めまして相当被害が出た。これは、日本地図の左側にありますように、一部分のところに固まった雨が降っているような水害を起こしております。

14ページからは三重のところの水害、15ページも三重の水害、16ページ、17ページとあります。それから、18ページからは、今度は愛媛のところの水害が地図でどの

場所だと、それがどんなふうかというとのが20ページからございます。堤防が決壊したり、中の水がどんとあふれまして、山からの水はどれを見ても泥が相当の部分がございまして、ほとんどが床上になった場合、家財道具から、壁から、柱だけ使えて、あとは全部使えなくなるというのが実態でございます。

22ページから台風22号の静岡のあたり、ちょっと特徴的なのが、23ページは横浜の市街地でございます。帷子川というところで、見づろうございますけれども、左側の絵のちょっと青線で囲ったところのグレーになっているところが浸水をしております。ここは、地下室、地下街みたいなものたくさん水がつかっていますが、このデータには載っておりません。よく絵を見ると、地下にある飲食店がどこにあってというのは左側の絵にはかかせていただいておりますが、そういうところに水が入って。そういう都市型の水害への備えみたいなものも警鐘を鳴らしております。

24ページは東京の麻布十番の地下鉄の駅でございますが、ごらんのように地下室に水が入って浸水しているような状況も出たのが、台風22号でございます。

その他、綾瀬川とかが25ページだとかでございます。26ページは、つい最近の台風23号の被害でございます。これは、台風全体の中では一番大きかった被害でございます。1つは、円山川という兵庫県の北部、城崎や、豊岡を流れている川です。26ページの左上のほうは海でございまして、これが右下のほうは上流です。真ん中ぐらいの平野みたいなところの南側が豊岡市の中心でございます。その反対側、右岸側がバツ印のところ堤防が切れまして、濃い青で書きましたところが水が浸かっております。

もう少し上流、出石川のところでも、バツ印のところ堤防が切れてあふれております。この福井のほう、新潟のほう、これもそうですが、計画高水といいますが、その川としてはここまでの水位にもつようにとつくっておりますものを超えてございまして、それぞれ越水も一部あって、壊れている。どこが切れてもおかしくない状況で、あふれている状況かと思えます。それぞれの写真はその後、27ページとかがございます。28ページとか、29ページには、その後の緊急復旧の資料もつけております。

30ページに1つ特徴的な話で、今の近くに京都府北部の川で由良川という川がございまして。いろいろテレビ等でご案内かと思えますが、観光バスが孤立いたしまして、バスの屋根に皆さん避難されて、一旦バスの屋根の上まで水が浸るような状況で救出された。これは兵庫から来られていた人が福井の北のほうの温泉町へ行かれて帰るところで、不案内なところの方が浸水に対してよくわからないまま、行けるところまで行こうという感じで

なってしまったと。いろいろ情報の面でも1つの課題が出たものかと思います。31ページは、豊岡市、その他の水が浸水している様子をつけさせていただいております。

以上が河川のお話で、次、土砂災害の話をしていただきます。

【事務局】 32ページから土砂災害関係についてでございます。これは、主な土砂災害の発生箇所と台風の経路でございます。33ページをあけていただきますと、各県ごとの土砂災害の発生件数をまとめてございます。基本的に神奈川、新潟、長野、三重、福井、京都、それと中四国の瀬戸内海側と太平洋側、それと九州南部、北部というところで土砂災害が発生しているということでございます。

34ページを見ていただきますと、各気象状況ごとの被害状況をまとめてございます。現在、1,963件と書いてございますが、きょう現在で2,157件ということで、昭和57年の長崎水害がございましたが、このときが2,007件ということでございました。それを上回る災害の発生件数ということになってございます。

35ページが、ここ近年の土砂災害の発生状況を示してございます。36ページから、各災害ごとの代表的な絵をかいてございますが、まず、新潟・福島災害。基本的には地滑り、がけ崩れが非常に多かった災害でございます。トータルで394件の報告を受けたということでございます。

37ページ、これは福井県の災害でございます。基本的にこちらは土石流災害。非常に小さな支川から大きな土石流が出ました。下流の河川を埋めてはらんして、右下の写真のような状況ではらんしたということでございます。この関係で福井全体で137件の報告を受けてございます。

38ページ、台風10号、11号ということでございます。徳島県、四国地方で起こった災害でございます。連続雨量が1,582ミリ、これは徳島県的那賀川の上流、木沢川というところで連続雨量が1,600ミリに近く、時間雨量が97ミリということで、どちらかといいますと大規模な土砂崩れが発生したということで、76件の報告を受けているという状況でございます。

39ページが台風15号でございます。これも同じく愛媛県、高知県、そして一部香川県ということで発生しています。ここでも高知県の早明浦ダムの近くでは1,000ミリを超える雨が降っているということで、131件ということでございます。

40ページ、同じく愛媛県の被災写真でございます。新居浜市の災害でございます。

次に41ページ、これは浅間山の噴火関係でございます。9月1日、28年ぶりに噴

火したということで、非常にいろいろな面で報道されたわけでございますけれども、今のところ大体落ち着いてきたかと聞いてございます。

42ページにハザードマップがございます。昨年、このハザードマップを作成し、関係町村世帯にすべて配付したということで、これを一部活用したと聞いてございますので、これらの活用状況等を踏まえてフォローをしていきたいと思っております。

43ページ、これは21号台風関係、三重県を中心とした災害でございます。トータルで152件の災害の報告を受けてございます。写真は滝谷2地区というところでございまして、4名の方が亡くなったというところでございます。

44ページ、同じく21号で、これは愛媛県の新居浜、西条を中心として起こった災害でございます。152件の報告を受けております。この写真は高速道路の背後の斜面が崩れまして、高速道路を乗り越えて、高速道路の下にある人家2戸をつぶして4名の方々が亡くなったという災害でございます。

45ページが台風22号の静岡県の伊豆地方で起こりました災害で、これは台風22号関係で196件の土砂災害の報告を受けてございます。

46ページが23号の状況でございます。香川県を中心として、香川、岡山県、京都、兵庫という各地で起こっているということで、そこに46、47、48とつけてございます。

災害関係は以上でございます。

【事務局】 次に海関係のほうの被害でございます。今年とはいうか、特徴的な現象が観測されています。ここの資料には書いていないんですけども、台風15号におきまして、日本海側の佐渡島とか、富山県といった、今まで高潮を経験したことのないところで高潮の被害が発生いたしました。そして、ここの資料にありますように、台風16号では瀬戸内海を中心に、今まで観測したことのない記録的な高潮を経験いたしました。

その中でも一番大きな災害が高松市で起こりまして、第2室戸台風がそれまでの最大潮位だったのですが、それを約50センチ上回った高潮を記録しました。たった50センチなんですけれども、床上浸水6,000戸以上、床下浸水9,000戸以上、こういった被害が発生いたしました。

次のページでございますが、台風23号におきましては、高知県の室戸市菜生という海岸におきまして海岸堤防が倒壊いたしまして、13戸の被災、3名の方がお亡くなりになったと。このうちの1名の方は死亡で、2名の方が溺死ということでございます。このと

きの特徴といえますのは、観測史上最大の波高を記録したということで、有義波高で書いておりますが、既往最高が9.45メートル、今回はそれを4メートル以上上回る波だったと。有義波高ではなくて最大波高ですと、24メートルを超えていたという記録も出ておまして、こういった波の恐ろしさ、改めて感じさせられた災害が発生いたしました。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。何かコメント、ございますか。まだあるんですか。

【事務局】 ちょっとだけつけ加えさせていただきます。別冊5-2で、時間がない中で済みません、中越地震の資料を、まだいろいろな状況がわかっていない部分もございますが、速報値としてつけてございます。1枚めくっていただきますと、いろいろな報道でご案内かと思いますが、右側のほうにございますように、10月23日の5時56分から6強が3回、6弱が2回、非常に長きにわたって本震、余震が続いている状況です。

左下のほうに人的被害が今32名の報告になってございます。全壊家屋、半壊家屋は数百ずつなんですけど、非常に特徴的なのは、これだけの地震では家屋数の被害が少ない。そのかわりと言うと変ですが、土砂の災害とかでいろいろな道路が寸断され、孤立しておまして、左下にございますように、避難者が今約9万8,000人ぐらいいるということで、まだこのあたりの今後のフォローについて非常に大きな課題を残したまま、今進んでいる状況でございます。

河川分科会というので、河川関係のものを2ページ以下、つけさせていただいておりますが、河川につきましては2ページのところでございますように、一部施設の被害を受けてございます。そこにごらんいただけますようなところで、そういうものは点検し、修復するものは、次の3ページなどに復旧の様子も載せさせていただいております、復旧も完了したりしてございます。

4ページにございますが、一部妙見堰という、これは信濃川の河床の安定を図る目的もあるんですが、いろいろな用水に使われています。よく、JRの山手線の電気はここから来ていると言われているわけですけれども、ここの施設で周りの管理する施設が地震でやられまして、ゲートの操作ができないかもしれないので、あけたままにして状況を見ています。ただ、この中に水道が一部、長岡市水道が使っておりますので、この部分は写真にございますように、仮のポンプをはくことで今緊急運用している様子でございます。以下、土砂の。

【事務局】 それでは、土砂関係は8ページからとなっております。基本的にそこには20カ所ほどしかプロットしてございませんが、現在56箇所ほど確認しているということで、5名の方々が亡くなっているという状況になってございます。ただし、現在現地に入れなかった部分が非常に多うございまして、最終的には1,000箇所を超えるものと考えております。

【事務局】 5ページですね、8ページではなくて。

【事務局】 5ページです、済みません。という状況になってございます。現在、砂防部局としては、10月24、25と専門チームを入れまして、上空からの現地調査ということを行いました。その結果として、天然ダムとか、そういうものが部分的にできているというのを確認してございます。そのために、まず、この発生地域、16市町村に対しまして緊急点検チームというのを27日から入れて、今現在、状況の把握に努めて危険度の判定を行っているという状況になっています。

それと、天然ダム等につきましては5カ所ほど見つかってございますが、その中で、後で出てまいりますけれども、2カ所ほどが非常に急ぐということで、センサーとか監視カメラ、水を抜くための対策をどうするかということ、今検討しているという状況になってございます。

めくっていただきますと、6ページ、これは2名の方が亡くなりました長岡市の濁沢地区というところの被災状況でございます。

7ページは、浦柄というところでございまして、自動車が埋まっています、子供さんが1名だけ生存していたという箇所でございます。現在、これは自動車の中に子供さんが1名、亡くなった形で入っているということで、ここを除去して車を出すという作業をこれからやるという状況になってございます。

8ページが山古志村と、今現在ほとんど入れない状況の地域を上空から撮影した写真でございます。非常に多くの山腹崩壊が発生しているというところで、道を今1ルートをやっとあけた状況でございますけれども、ほかのルートからはなかなか中に入れられないという状況です。今1ルートをあけて、そこからいろいろな調査をやろうという方向で考えてございます。

9ページが油夫地区ということで、山古志村の役場のすぐ上流にあります崩壊地でございます。

10ページに天然ダムということでございます。特に左下の寺野地区、これが一番大き

な天然ダムを形成しているということでございまして、ここに大体地滑りが左岸から来ておりまして、地滑りの泥が120万立方メートル近くございます。川を埋めているのが約20万立方メートルほどであろうと推定しています。貯水が、上流側がだんだんたまってきているということで、ここで早急に水を抜く作業をいろいろ検討していきたいと思っております。

大体以上でございます。

【分科会長】 では、お願いします。

【委員】 今回の新潟県中越地震、ちょっと補足させていただきます。これは、中小都市災害であるとともに山地災害と、両方の要素を持っていると思います。地震防災というと、どうしても大都市のほうに偏重しがちなんですけれども、改めて土砂災害対策とか、山村の孤立化対策、これが非常に重要であることを物語ったと思うんですが。

山地において、活断層の活動によりまして、大体マグニチュード6.5以上の地震が起きて、地表の揺れ方が震度5強を超えると、必ずこれは各所で斜面崩壊とか、地滑り性の崩壊が起きると考えておかなければいけない。ですので、過去の例を見ますと、1970年代の伊豆で起きた2つの地震が全くそうですし、今からちょうど20年前に長野県西部地震というのが9月に起きました。これは、長野県の王滝村の至るところで土砂崩壊、なんと御嶽山が山体崩壊を起こすということがありました。この地震も全く今回と同じマグニチュード6.8という地震だったわけなんです。

しかも、今回の場合は台風と地震の複合災害という様相があると思います。たびたび来た台風、あるいはその前の集中豪雨で、かなり地盤がたっぷり水を含んでいるところに震度6強、あるいは弱という揺れが来て、各地で大崩壊が起きたということだと見てもいいのではないかと思います。そのために土砂が水を含んでいるものですから、かなり長距離に流走したという気配があります。

それとともに、今 が説明なさったように、各所で河川の閉塞が起きまして、不安定土砂が川をせきとめているということで、これが決壊をしますと、土石流、あるいは洪水が発生すると。過去の事例でいいますと、有名なのは、今の長野県下で起きた善光寺地震というのが1847年、これは河川が閉塞されて、後に決壊して、千曲川沿岸の大洪水になるということがありました。そこまでのことは起きないとは思いますが、そういった意味では、早目の手当てをしなければいけないのではないかと考えています。

建物のほうもかなり被害を生じていまして、今危険度判定士が調べていますけれども、

どうも建築基準法が最後に改正される、昭和でいいますと56年ですが、それ以前に建てられた建物が大変多いようでありまして、ほとんどそれが被害を生じている。川口町なんかほとんど壊滅状態。土砂のほうでは山古志村です。この川口町と山古志村を結んでみますと、大体北北東、南南西に延びるわけです。これがちょうど震源域の真上に当たりますので、大変激しく揺すられたのだらうと思っております。以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。最後に、ご質問等がもしあれば、まとめてということで。

次に、国庫補助負担金の問題についてご報告いただきます。

【委員】 いいですか。今ご説明いただきまして、審議委員の1人として、非常に身の引き締まるような思いをするわけです。例えば由良川の河川整備基本方針というのは、少し前にここで決めて出ていった案なんです。それから、今度やられたこの円山川もおそらくしばらくたてば、ここに上ってくる川でありましょう。そのために、今ここでご説明いただいたんですが、やっぱりこの机の上で見ているだけでは、身の引き締め方がもう一つ少ない。

できれば、審議委員とか、小委員の方々のご都合のつく人を集められて、現地へご案内いただいて、一体我々が通してしまった河川整備基本方針というのはよかったのかどうかということをチェックする。それとともに、今度上がってくるような円山川についてどう考えたらいいかというのを、現場で考え合うような機会をできればつくっていただきたいと思えます。

【分科会長】 大変貴重なご意見。私も長靴の格好で、1度、プランを立てていただければと思います。ありがとうございました。

【事務局】 お時間のないところで恐縮でございますが、資料の6に「国庫補助負担金等に関する改革案について」というものをご用意させていただいております。冒頭ございましたように、三位一体改革と最近言われている中で私どもは当事者なものですから、事実関係を積み重ねた資料のほうを用意していただいているつもりでございます。

三位一体は何なのかということで、1ページから部分的に触れさせていただきたいと思えます。1ページを開いていただきますと、よくある骨太方針というのをお聞きかと思えます。経済財政諮問会議等で議論しまして、政府として経済財政をどうやっていくかというのが2003年に1度出てございます。ポイントとございますように、事務事業とか、国庫補助負担事業のあり方の抜本的見直しをして、国の関与を縮小して、税源移譲によって

地方税の充実を図るとというのが1つです。

その中で、18年度までにおおむね4兆円程度を目途に国庫補助金を廃止、縮減すると。それから、三位一体といっているのは3つでございますので、補助金の話と、そのための税源の移譲という言葉が出ておりましたが、これが2つ目。3つ目は一番下にありますように、地方交付税総額を抑制し、財源保障機能を縮小していく。地方交付税というものも見直す。これは、わかりづらい方もおられるかと思いますが、地方の財政というのは、自分のところで税金を徴収している自己財源と、特に機動的に必要なときは補助金というのが国から行きます。

それから、別途、最近の自己収入のところででこぼこが出て、お金持ちの県とそうでない県をならすために、これは総務省のほうから、ある種、第2の補助金とも言われておりますが、交付税というものが各県に行っております。この3つが入って、県だとか市町村が財政運営をされているわけでございます。

補助金も圧縮しようと、それから、地方交付税は相当肥大化をしておりますので、縮めるべきだと。それから、税収は国税から今地方税のほうへ少し移そうというものでございます。

2ページは、そういうことで今回お話ししております補助金というのは、2ページの下の方に、その中でどうするかということを書いてございます。国庫補助負担金整理合理化方針としては、補助金というのが、例えば国が地元の細かいところまで、はしの上げおろしまでやるのはおかしいということで、逆に広域的効果を持つ根幹的な事業などの補助金はわかるんだけど、逆に、細かいものは、住民に身近な生活基盤の整備等に係る国庫負担金は、地方の単独事業にゆだねていくと。廃止をして、縮減し、ゆだねていくというのが基本でございます。いろいろな工夫の仕方も下には書いてある。これが基本でございます。

3ページからは、今年の平成16年、骨太2004、やはり国の大方針を決めてございます。各省がこれに従っているわけでありますが、この上のほうにあります3兆円程度の補助金改革を平成17年と18年にやると。補助金は平成17、18年ぐらいの間に3兆円ぐらいなくしまして、かわりに税源移譲で3兆円近いところで国税から地方税に。これは、実は所得税という国税を少し下げまして、住民税という地方税を上げることで、実質スライドをしようという仕組みになっています。

真ん中ぐらいにあります。国庫補助負担金の改革については、税源移譲に結びつく改

革と、地方の裁量度を高め、自主性を大幅に拡大する改革、これは実は2種類ございます。国の税でやるのか、地方の税でやるのかというお金のところと、補助金として残りました場合も、自主性、裁量性を高めると、その2つの種類があるわけです。

地方交付税は一番下のように、相変わらず抑制をしていかないといけないとなっているわけです。4ページ、わかりづらいかもしれませんが、よく建設国債で、公共事業などは税源移譲がなされないというお話を新聞等でごらんになった方もあるかと思います。平成15年、16年のときのものをグラフで書いてあります。例えば平成16年のほうが右側でございますが、1兆円くらい補助金をやめてございます。公立の保育所運営費だとか、義務教育の一部、公共事業も4,527億円くらい、プラス奨励補助の1,000億円くらいというのをグレーで塗りましたところも、補助金がなくなって、全部で1兆円くらいです。

これに対して、公立保育所だとかは税源移譲は二千百幾らと。義務教育はそのまま2,300億円。ところが、公共事業は建設国債という、国が借金といたしますか、親が子供のために教育ローンを借りているようなローンを、子供が一人立ちしても相変わらず親が送りをして、教育ローンをもっているかみたいなところでございますので、それは自立したら、自立した人が自分で借りるべきだというのが基本にございます。点々でございませうように、基本的にはこの税源は移譲されません。ですから、左側の2つだけが移譲されたというのが昨年でございます。一番右はなぜこんなになっているかということ、建設国債は今借金でやっているから、その部分は移譲がないというのがベースです。

5ページは、今回の地方6団体の案というのが、8月の19日くらいにまとまってございます。その案はどういうものかというのは5ページにございます。左側にあるように幾つかの種類分けになっています。経常的な国庫補助負担金とか云々と、公共事業、一番下が義務教育と。どんなものが例に挙がっているかは四角のところにあります。廃止額がそれぞれ五、六千億円から、義務教育は8,500億円と。移譲額というのがあって、義務的経費は全部地方へやっても、やっぱり義務教育は義務教育でやるわけですので、同じ金額なんです、奨励的補助とか公共事業は一部圧縮して、8割でいいだろうというのがベースです。

黄色いところに一部10割と書いてあるのは、これは災害関係。河川とか砂防の関係は重要だから、一部そこは10割でというような話になっておりますが、そういうものが書かれております。

6ページは時間の関係で飛ばしますが、ここは河川とか砂防の関係だけですけれども、その他の下水道とか住宅の関係もちょっと載せてございます。またごらんいただければと思います。

7ページは、そのうちの河川とか砂防の関係を見てみますと、先ほどの4番目にありました公共事業のところの、5,889億円の内訳のうち2,447億円は河川だとか砂防の部分でございます。現在の河川改修といいますか、河川の事業費が、これは国のお金として1,845億円ぐらいございますが、ただ廃止が2,228億円ということで、ちょうど3分の2ぐらいがなくなると。砂防のほうにすれば、88%がなくなるという案になっております。これは、なくなって、移譲するとは言っているわけですが、先ほどのように住民税でいきますので、どこにどう行くのか。かつ、お金持ちの都府県はあれですが、地方に行きますとそういうお金は行かないというようなことになります。

8ページは、あまりくどくど言いわけ的なことを言うつもりはございませんが、公式に申し上げている問題点だけを、ちょっと書いております。8ページのところに、一番上でございますのは、水害・土砂災害、そういうものから国民の生命財産を守るというのは国の基本的責務でございます。先ほど、いろいろな補助事業が自治事務というもの法定受託事務、これは国が本来やるべきものでありますが、委任をしているような事務と分かれております。

ほかはほとんど自治事務なんです。実は義務教育も自治事務ですが、こういう安全のものは法定受託事務でございます。もともと法律上もそういう性格になっているわけです。国民が等しく、国民たれば安全を約束されるというのが最低のことだというのが憲法的な話だとすればということで、災害の発生状況に合わせ、等しく、どこにしても安全であるということを確認するためには、全国的見地から資金を調整するような機能でないと無理なのではないだろうかというものでございます。税源移譲ということになると、お金持ちのところと、そうではないところが出るということが1つございます。

それから、問題点1というのは、実はこれは災害の特性でございますが、非常に機能的、集中的というか、災害は時を選ばず、場所を選ばず起きるというので、次のページにグラフが載せてございますが、でこぼこしています。わかりづらいかもしれませんが、ある年の予算が、5年ぐらいですけれども、どういうふうに少し前の予算と変動しているかというのを、河川と砂防の事業でありますけれども、でこぼこしているんです。これは比率です。必ずしも高いものがたくさんのお金が行っているというわけではないんですけれ

ども。

要は災害が起きたり、その事業の中の必要性で倍、半分ぐらいに簡単になっているわけです。こんなに変動がある事業は多分、河川とか砂防とか、こういう災害系の事業しか我が国の中での補助金の中におそらくない、ちょっと特殊なものです。ほかは、ほとんど対前年度はちょっと上がったたり、ちょっと下がったたりだと思いますが。

次のページにございますように、10ページには、今、平成9年から14年ぐらい、今年なんかはもっとひどいわけでありますけれども、災害が起きていて、その被害額を見ると、こんなふうな場所がぼこぼこ変わるわけですので、あるときは新潟に集中投資をして、あるときは四国の徳島に集中投資をします。そういうものが河川の予算の仕組みでございまして、先ほどの自己財源、それから交付税ではできない仕組みになります。

8ページは、ちょっともとへ戻っていただきまして恐縮でございます。問題点2とございます。これもくどくど申し上げませんが、今回、災害の復旧と災害の予防というふうに大きく分けると、災害の復旧というのは廃止対象にはなっていないんです。予防というのは対象になっていると、そういうことなんですけれども。

それは、非常に河川の本質、防災行政だとかの本質を間違っているのではないかと。本来は起きてから直す、病気になってから治すという話ではなくて、病気にならないようにとか、事前に未然に防ぐという話がないといけない。これらが、そうは言っても災害が起きてしまって直さないといけないところがありますから、うまくそれらが一緒になってやってきているはずのものであります。何か起きるまでほうっておいて、起きたから直すというだけの今の地方の案になっているのは、根本からおかしいのではないかと思います。

ちょっとまだ、多分そういうことの議論が何でこんなに起きているかというのと、この辺の議論は全くなされていらないので、ほとんど表の数で合わせたものになってございます。ちょっと言い忘れましたが先ほどの、何で河川の6割とか砂防の9割が掲上されたかといいますと、実は先ほど、冒頭申し上げました本来の趣旨からいうと、国に近いものが残って、地方でそれらを任せてもらえばいいじゃないかというのが、廃止をして移譲することなんですけれども。公共事業の、特に河川などのこういうものにつきましても、市町村の方は非常に大きな反対をされたんです。やっぱり、ちゃんと補助金というもので災害に合わせて実施しないとけないと。

ですので、大体これは実際は6団体とっておりますが、ほとんど知事会で整理をしておりますので、知事会のほうは市町村から文句を言われたいという、言葉がちょっと滑り

ますけれども、県がやっている事業だけでやれば市町村からは文句はないのではないの
ということで、県のみがやっている事業を挙げた結果、河川とか砂防になっていると。

逆に、こういう災害系の事業はより国家的な事業になっているものですから、国、県、
市町村という順番で見ますと、ほとんど市町村事業はなくて、ほとんどが国に近い県のと
ころに存在していると。その結果、県のところだけをピックアップして、今回形式的に整
理をしたものですから、そういうものに集中してしまったと。

だから、本来のずっと改革の冒頭も申し上げましたのを筋論からいうと、全く本末転倒
になってしまっております。この辺は少し、実際の知事会だとかいろいろなところで、相
当知事さんからもご議論があつて、今もそういうご議論が続いてございますが、そんな問
題も含んでございます。

12ページは飛ばしまして、お時間の関係で13ページ。新聞等で出ているかと思いま
すので、代替案という地方の案に対して、それがまずければ、かわりの案をとるので、
先日26日に大臣が国と地方の協議の場、それを踏まえて28日には事務的にも出させて
いただきました。骨子だけが13ページに書かれてございます。基本は上のほうにござい
ますように、何のためにどうやるかというのは、やはり災害の状況に合わせて重点的、機
能的にやるという、そのために補助金というのが存在しているわけであつて、単にお金の
整理をしているわけではないわけです。

それで、2丸目にございますように「地方にできることは地方にゆだねる」というのは、
それは当然そうしていかないといけないわけでございますので、先ほどの大きな精神のも
と、細かいものはゆだねればいいたろうと。しかし、どんとやらないといけないものは、
国全体として見つめる必要があるのではないかと。

ただ、そういうものでも、やり方は地方の自主性、裁量性を高めるようなことは、当然
工夫をしていこうと。とりあえず、まだいろいろな要素がわかってございませんが、現在
考えられている状況を踏まえ、当国土交通省としては下の四角のように、こういうふう
にしたらどうかというのが1)、2)、3)です。

1つは、めり張りをつけた事業をやったほうがいいものもございまして、どんとやら
ないといけないものにより事業効果の大きい事業に重点化をして、どんと効果を上げて
いうところに絞っていこうと、そういう意味もありまして、小規模なものについては少し
廃止をすると。

2番目は、国と地方が災害防止を推進するために協議会をつくりまして、そこで相談を

して進めよう。これは、単なる相談の場みたいにも見えますけれども、そうではなくて、河川の場合、上流、下流が一貫してやらないといけない。それから、補助金の批判の中に、補助金の申請があって、国が箇所づけという、よく悪く言われるのを恣意的にやっているようなご批判もあったりする。

そういうことではなくて、ここに安全性の確保状況を評価するとともにと書いてございますように、どこが危なくて何が足りないかということ、ちゃんと共通の土俵をつくりまして、世の中にもお知らせして、それに従って、ここが足りないからこういうふうに行うところを、県のほうでやりやすいように、この辺ぐらいから意思表示をして、箇所づけの場面みたいなものは事務的にやるような格好にできないだろうか。

また、上流をやるために直轄河川の区間をもっと促進しないといけないというときも、こういうところで調整をすれば、国民全体にとっても早く効果的なものができるのではないか。これは、この話題でなくても、日ごろからでもやっておくべきということなのかもしれないが、こういうことをしよう。

それから、3は予算の制度です。大規模な事業とかは、先ほど来申し上げているように、どんと集中投資が要るので、これは従来の補助金でないとしょうがございませんが、その他のものにつきましては、今度、河川の事業だとか、砂防の事業とか、がけの事業とか、みんな1つのトータルの計画にいたしまして、事業の予算もそれ1本にして、こういうところが足りないというのを、かなり地方の中でフレキシブルな計画をつくっていただければ、年度の途中だとか、いろいろなやり方については、かなり一々手続をとらなくてもできるようにという制度をつくらう。

まだ、今後、にぎわしているように、状況が義務教育をはじめいろいろなところでわかりませんが、今こういうふうなことで進めるべきかなというのを見つけてございます。

14ページ以下は、かなりよくそのときにどういう話が出たか、わかりやすく書いてございますので、時間の経緯とともに、これもファクトだけを入れておりますが、つけさせていただきます。

ちょっと不十分な説明になっているかもしれませんが、最近の状況をご説明させていただきました。

【分科会長】 最後に 委員、何か事前にちょっとありましたが。

【委員】 よろしいでしょうか、3分ぐらい。今、全国で治水大会花盛りでやっているんですが、折も折、いろいろな台風とか大雨が直撃している中ですけども。あの大会は

毎年やるという年中行事にはなっているけれども、形骸化したように治水宣言は高らかにやるんですけれども、住民サイドでどうやれば治水ってうまくできるかしらという議論がなされていないんです。

我々は、そこにちょっと気がついたところで、女だてらといいますか、なだれ込みをかかまして、東北治水大会は4回、女性で何とか末端、いわゆるお年寄りをどうやって助けたらいいとか、危機対策をどんなふうに家庭内で考えていったらいいとかというふうには、底辺におろした議論、これこそが治水の本筋だろうというのでやってきたわけです。

ハザードマップをつくれればいいというようなものではなくて、ハザードマップをどうやって使ったらいいか。そのハザードマップの使用法を徹底化するために、やはり、その中間的なその中に隣の人に話すような説明が必要なのではないかなと。組織に話す説明はもう大方お慣れで、それは長年やってこられたんですけれども。

水防危機管理、これを提案としましては、今までは消防団が男性の場合は水防団にもなり得たんです。でも、女性の場合は消防団は全国的にいるんですけれども、水防団というふうにイコールにはなかなかならないんです。もし、できたら水防の知識も踏まえて消防団と水防団の連携、これができればいいなと。

1つ、具体例なんですけれども。私は今、酒田というところに住んでいるんですけれども、飛島という島がありまして、そこは最盛期のときは2,000人ぐらい人口がいたんです。この島で自分たちが、ご主人たちが漁に出た後、奥さんたちが島を守らなきゃいけないというので、日本で初めての消防団を結成したのは明治43年です。94年間、連続と続いてきたんですけれども、土砂災害でも何災害にも強いんです。日ごろの訓練をしているかどうかというのは、大きなハザードマップだけではないという具体的な事例の1つだと思います。

ここの最近の記録では、11年間1回も火事が起きていない。それは火の元点検、女性たちがみずからの地域を常に監視という言葉が合うかどうか、目配りをしているということです。これですね、ちょっとお暇のときにごらんいただいて、こういうことが全国的な広がりを見せればいいなと思っております。以上です。

【分科会長】 はい。いろいろご質問もあと思いますが、何よりももう時間が3時半の約束がこんなことになっちゃって。今後の会議の運営については、ちょっと時間も考えなければいかんですね。いつもはみ出しぎみになってしまっていますから、予告時間も含めて、今後検討したいと思えます。

それでは、もし質問等があれば個別に事務局のほうにお問い合わせいただくこととし、本日は終了したいと思います。

最後に、議事録につきましては、例によって一般公開するという前例により、公開することといたしたいと思います。

それでは、これをもちまして分科会を終了させていただきます。ありがとうございました。

【事務局】 どうもありがとうございました。それでは、お手元の資料でございますが、もし差し支えなければ、そのまま残しておいていただければ、後ほど郵送させていただきます。お疲れさまでございました。

了